



TAKIKAWA CITY

滝川市酒類卸売事業者支援金

緊急事態措置（2021年5月16日～6月20日）による滝川市内飲食店への時短要請等の影響によって、酒類の卸売取引が停止及び減少し、売上が大きく減少した事業者を支援するため、国の月次支援金又は北海道の道特別支援金Bに上乗せして支援金を給付します。



給付額

法人事業者 20万円 個人事業者 10万円

給付対象要件

- ① 酒類の販売業免許を有する法人又は個人事業者のうち、滝川市内に販売場を有する事業者であること。
- ② 令和3年5月または6月において、緊急事態措置に伴う時短要請の対象となった市内飲食店等(措置対象飲食店等)との酒類卸売取引の停止や減少を主な事由(*1)として、国の月次支援金若しくは北海道の道特別支援金Bの給付の決定を受けていること。
- ③ 北海道が給付する酒類販売事業者特別支援金の給付要件に該当しないこと。
- ④ 今後も市内飲食店等への酒類卸売事業を継続する意思があること。
- ⑤ 代表、役員、従業員等が暴力団関係事業者等ではないこと。

(*1)「酒類卸売取引の停止や減少を主な事由」とする場合にあっては、以下の条件をすべて満たすときに限ります。

ア 「月次支援金」または「道特別支援金B」の対象月が令和3年5月若しくは6月である。

イ 当該対象月と比較する月(比較月)において、措置対象飲食店等と直接的な取引(卸売取引)が複数回行われており、かつ、酒類の売上額が総売上額の50%以上を占めている。

ウ 卸売取引の減少額が支援金給付額(法人20万円 個人事業者10万円)以上である。

申請書類

- ① 滝川市酒類卸売事業者支援金給付申請書(請求書)
- ② 月次支援金または道特別支援金Bの給付の決定を受けたことを証する書類の写し
- ③ 酒類販売業免許通知書等の写し
- ④ 措置対象飲食店等との取引を証する書類の写し(売上台帳等)
- ⑤ 履歴事項全部証明書の写し(発行日から3か月以内のもの) ※ 法人の場合
- ⑥ 本人確認書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等) ※ 個人の場合
- ⑦ 振込先口座の通帳の写し

申請期間

令和3年9月1日から10月31日まで

《申請先・問合せ先》

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号

滝川市 産業振興部 産業振興課 TEL/0125-23-8030